

岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又はこれを準用する第167条の13の規定により落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）及び落札者の決定にあたって必要な手続きを定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる建設コンサルタント業務等は、予定価格500万円以上のものとする。

(調査基準価格)

第3条 収支等命令者は競争入札により建設コンサルタント業務等の契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとするときは、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書に基づき算定するものとし、次の(1)から(5)に示す業務ごとに予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越えるときにおいては、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときにおいては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

(1) 測量業務

直接測量費の額
測量調査費の額
諸経費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

直接人件費の額
特別経費の額
技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額
諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費の額
直接経費の額
技術経費の額に10分の5を乗じて得た額
諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

直接調査費の額
間接調査費の額
解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額
諸経費の額に10分の3を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額
直接経費の額
技術経費の額に10分の5を乗じて得た額
諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

3 収支等命令者が必要と認める特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算出方法に関わらず、契約ごとに10分の8（地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で収支等命令者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。

(予定価格書への基準価格等の記載)

第 4 条 収支等命令者は事務の適正な執行を確保するため、予定価格書 (別記様式第 1 号) の予定価格が記載された行の下に、前条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく具体的金額を「基準価格 (B) 円」と記載し、さらに当該価格に 1 0 5 分の 1 0 0 を乗じて得た金額を「基準比較価格 (B × 1 0 0 / 1 0 5) 円」と記載し、開札まで厳重に管理しておくものとする。

(入札執行通知等への記載)

第 5 条 調査基準価格を定めた入札の入札公告及び入札執行通知には、調査基準価格の定めがあることを明示し、入札金額によっては、入札保留がなされることを明示する。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第 6 条 入札の結果、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であったとき、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 又は第 1 6 7 条の 1 3 の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 前項の場合、当該最低入札価格の入札をした者 (以下「最低価格入札者」という。) に対して、低入札価格調査を行うものとする。

(岐阜県建設工事入札参加資格委員会での審査)

第 7 条 収支等命令者は、調査基準価格を定めた入札であって、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程 (昭和 5 2 年訓令甲第 1 6 号) の定めるところにより、審査意見を求めなければならない。

2 岐阜県建設工事入札参加資格委員会は、前項の規定により収支等命令者から意見を求められたときは、審査を行い、その結果を報告のうえ決定し、書面によって意見を表示するものとする。

(提出を求める資料等と確認内容)

第 8 条 低入札価格調査は次に定める内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち機械等の状況 (測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。)
- (7) 過去 5 か年において受注、履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- (8) 直前 3 か年の事業 (営業) 年度に係る経理書類
- (9) 契約に示された内容に適合した履行及び第三者による照査等を受ける旨の確約書
- (10) その他収支等命令者が必要と認める事項

(意見に基づく落札者の決定等)

第 9 条 収支等命令者は、岐阜県建設工事入札参加資格委員会の表示した意見がその価格をもって契約の内容に適合した履行がなされると認めたとときには、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとことについての合理的な理由があるときを除き、最低価格入札者を落札者として決定する。

また、岐阜県建設工事入札参加資格委員会の表示した意見が収支等命令者と同一の意見 (その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見) であったときは、収支等命令者は最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他のもののうち最低の価格をもって申し込みをした者 (以下「次順位者」という。) を落札者として決定する。

なお、次順位者が調査基準価格以下の入札者であったときには同様の手続きによるものとする。

2 収支等命令者は、次順位者を落札者としたときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(調査基準価格を下回る落札者との契約に係る措置)

第10条 収支等命令者は、調査基準価格を下回る落札者と契約を締結しようとするときは、落札者に対して、当該落札者とは別の者による照査等(以下「第三者照査」という。)を義務付けるものとする。

- 2 前項に定める第三者照査の内容は、別に定めるものとする。
- 3 第三者照査に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- 4 第三者照査は、再委託できるものとする。

(第三者照査を実施する者の確認)

第11条 落札者は、収支等命令者に対し、第三者照査を実施する者(以下「第三者」という。)が、次項に定める要件を満たすか否かについて、別に定める様式により申し出て、確認を受けなければならない。

- 2 収支等命令者は、前項に定める申出の内容が、次の各号に掲げる要件の該当の有無について、落札者に対して、別に定める様式により遅滞なく通知しなければならない。
 - (1) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の測量・建設コンサルタント等業務にのみ記載された入札参加資格者であること。
 - (2) 資格者名簿に記載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。
 - (3) 開札日において岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。
 - (4) 第三者と落札者との関係が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア 親会社と子会社の関係にあること。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にあること。
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねていること。
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねていること。
 - (5) 契約対象業務と同種の業務を、国、地方公共団体その他の公共的団体から受注し、完了した実績があること(その完了の日が、入札が執行された日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度以内である場合に限る。)
 - (6) 別紙1に定める資格を有する者が、第三者に属していること。なお、第三者が第三者照査を再委託したときは、当該業務を受託した者にも同様の資格を有する者が属していること。
 - (7) 入札が執行された日から起算して過去1年間において、当該落札者の岐阜県が発注した建設コンサルタント業務等に係る第三者照査業務を請け負っていないこと。
 - (8) 第三者照査業務に関し、収支等命令者が粗雑業務と認めた場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止その他不利益となる措置を受けることについて異議のない旨、確約できる者であること。
- 3 収支等命令者は、前項第7号に定める要件の確認について、別に定める様式により岐阜県県土整備部建設政策課長(以下「建設政策課長」という。)に照会し、建設政策課長は、その結果を収支等命令者に遅滞なく報告しなければならない。

(調査結果の報告)

第12条 本要領に基づき低入札価格調査を実施したときは、契約の締結後、岐阜県建設コンサルタント業務等低入札価格調査の結果報告書(別記様式第2号)を作成し、建設政策課長へ提出するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第13条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなったとき、第11条に定める申出が虚偽であることが明らかとなったとき、収支等命令者は、不誠実な行為として、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。
- 2 「岐阜県県土整備部建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱」(平成21年9月30日付け技1201号)は廃止する。

別紙 1 (第11条関係)

第11条第 2 項第 6 号の資格は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める資格とする。

| | | 要 件 |
|---------------------------|-------------------------------------|--|
| 測量業務 | | 測量士 |
| 地質調査業務 | | 主たる業務に該当する部門の技術士又は R C C M |
| 建設コンサルタント業務 | | 主たる業務に該当する部門の技術士又は R C C M |
| 建築設計等 | 建築設計 | 建築積算士 |
| | 建築設備設計 | 建築設備士 |
| | 耐震診断 耐震補強計画 | 一級建築士 |
| テレビ電波障害調査 | | 第 1 級又は第 2 級有線テレビジョン放送技術者 |
| 補償関係 コンサル タント 業務 | 権利調査等 | 測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士(土地調査) |
| | 土地評価等 | 不動産鑑定士、補償業務管理士(土地評価) |
| | 木造建物、木造特殊建物 調査・積算 | 一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士(物件) |
| | 非木造建物調査・積算 | 一級建築士 |
| | 付帯工作物、庭園、墳墓、 立竹木、居住者、動産 調査・積算 | 測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士(物件) |
| | 移転工法検討 | 一級建築士 |
| | 機械設備、生産設備 調査・積算 | 委託設備に関する技術士(機械又は電気)、補償業務管理士(機械工作物) |
| | 営業に関する調査・積算 | 公認会計士、税理士、補償業務管理士(営業・特殊) |
| | 事業損失(工損)調査・ 積算 | 一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士(事業損) |
| 事業認定申請図書の作成 等 | 補償業務管理士(補償関連) | |
| 工事監理業務 | | 当該入札に係る工事監理業務特記仕様書に定める管理技術者と同等の能力及び経験を有する技術者 |

様式第1号(第4条関係)

予 定 価 格 書

| | | |
|---|---|----|
| 仕様書番号 | 第 | 号 |
| 業 務 名 | | 業務 |
| 設 計 金 額 | ¥ | 円 |
| 予 定 価 格 (A) | ¥ | 円 |
| 入 札 書 比 較 価 格 ($A \times 100 / 105$) | ¥ | 円 |
| 基 準 価 格 (B) | ¥ | 円 |
| 基 準 比 較 価 格 ($B \times 100 / 105$) | ¥ | 円 |

- 備考1 本様式は、建設コンサルタント業務等の契約に用いること。
2 入札書比較価格の算出時の1円未満の端数は切り捨てること。
3 基準価格の算出時の1円未満の端数は原則として切り捨てるが、予定価格の6/10以上8/10以下(地質調査業務あつては予定価格の2/3以上8.5/10以下)となるよう適宜切り上げ及び切り捨てをすること。
4 本様式は開札まで厳重に管理すること。

【岐阜県建設コンサルタント業務等低入札価格調査の結果報告書】

| | |
|--------|--|
| 発注機関名 | |
| 担当者名 | |
| 連絡先TEL | |

| 番号 | 番号 | 業務名 | 発注機関名 | 契約方式 | 業務種別 | 入札参加業者数 | 基準価格を下回った業者数 | 予定価格 A (円) | 最低入札価格 B (円) | 基準価格 C (円) | B / A | C / A | 備考 | 入札後の措置 | | | 次順位落札者名 <small>(最低価格及び無効入札者と契約しなかった場合に記載)</small> | |
|----|----|-----|-------|------|------|---------|--------------|------------------|--------------------|------------------|-------------|-------------|----|--------|-----|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | 入札日 | 調査日 | 契約日 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 「岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領」に基づき調査を実施した場合は、契約の締結後に本報告書を作成後、建設政策課へ提出するものとする。。なお、価格は消費税相当額を含むものとする。